

建築物の高さ制限（法第55条、法第56条、法別表第3）

(い) 地域又は区域		第1種低層住居 専用地域	第1・2種中高層 住居専用地域	第1・2種住居地域	近隣商業地域 商業地域	準工業地域 (白地地域)	用途の指定のない 地域
(ろ) 容積率(%)		100	200	200	300,400	200	200
絶対高さ制限(m) (高さの限度)		10					
外壁の後退距離(m)							
道路斜線	(は) 適用距離(m)	20	20	20	20	20	20
	(に) 勾配	1.25	1.25	1.25	1.5	1.5	1.25
隣地斜線	立上がり(m)		20	20	31	31	20
	勾配		1.25	1.25	2.5	2.5	1.25
北側斜線	立上がり(m)	5	10				
	勾配	1.25	1.25				

別表第4 日影による中高層の建築物の制限（第56条、第56条の2 関係）

	(い) 地域又は区域	(ろ) 制限を受ける建築物	(は) 平均地盤面 からの高さ	(に) 敷地境界線からの水 平距離が10m以内の 範囲における日影時 間	敷地境界線からの水 平距離が10m以内の 範囲における日影時 間
1	第一種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建物 又は 地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(2)	4時間 2.5時間
2	第一種中高層住居 専用地域 第二種中高層住居 専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	(2)	4時間 2.5時間
3	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	4m	(2)	5時間 3時間
4	用途地域の指定のない 地域	□ 高さが10mを 超える建築物	4m	(3)	5時間 3時間

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さを用いるものとする。